

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得（地方調達）（平成31年4月1日）を熟知の上、参加されたい。

- 1 入 札 方 式 一般競争入札（制限付）
- 2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期	摘 要
積層造形装置の整備	仕様書のとおり	1 件	防衛装備庁 艦艇装備研究所（目黒地区）	令和8年9月7日	

- 3 入 札
- ① 日 時 令和8年7月30日（木） 14時00分
（ただし、郵便による入札は事前に了承を得るものとし、「書留」にて入札期日の前日までに必着するよう当方「分任支出負担行為担当官」あてに送付すること。（初度入札のみ有効。））
- ② 場 所 防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）入札室（庁舎2階）
（東京都目黒区中目黒2-2-1）
- 4 参 加 資 格
- ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和7・8・9防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等の役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省又は防衛装備庁と契約を行おうとする者でないこと。
- ⑥ 都道府県警察から、暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- ⑦ 適合条件を満たすことを証明する書類を令和8年7月17日（金）12時00分までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
- 5 入 札 方 法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100／110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保 証 金
- ① 入札保証金 免 除
- ② 契約保証金 免 除
- 7 入 札 の 無 効
- 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
- 8 契約書作成の必要の有無 有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等
- 役務請負契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

11 その他

① 電子入札・開札システムの利用

本件は、政府電子調達（GEP S）を利用する案件である。なお、電子入札・開札システムの障害により、入札取りやめ、本公告が変更となる場合がある。

《電子入札による入札書受領期間》

公告日から令和8年7月29日（水）17時00分まで（行政機関の休日を除く）。また、電子入札・開札システムにより難い者は、担当官の承諾を受けて、紙入札方式に代えるものとする。この場合、令和8年7月24日（金）17時00分までに下記問い合わせ先に「紙入札方式参加承諾願」を提出すること。

② 端数処理

入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

③

原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は防衛装備庁長官官房会計官が認めた場合には、この限りではない。

④ 提出資料

（1）防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを入札日の前日までに提出するものとする。

（2）指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の7日前までに提出するものとする。

（3）委任状については、入札日までに提出するものとする。

⑤

指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる者と、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑥

契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑦

契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得（地方調達）」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付するものとする。

なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑧

入札及び契約心得（地方調達）10.6に該当する場合は、「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」を別途適用する。

落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、別に定める「中小企業者に関する質問及び回答」を提出し、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特殊条項」を別途適用する。

⑨ 本書記載事項については総務課調達係に照会のこと

〒153-8630

住所 東京都目黒区中目黒2-2-1

TEL 03-5721-7005（内線7062）

適合条件

1 条件

本役務の主担当として従事する者は、本製品の品質保証に資する、次に示す十分な要件を満たすこと。

本製品に関してStratasys社が認めたトレーニングを受講しており、過去1年以内に複数回の保守提供経験を有すること。

2 提出書類

第1項の条件を満たすことを客観的に証明する資料。書式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示すること。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和8年7月17日(金)12時00分まで

5 その他

(1)虚偽がないものとする。

(2)書類提出後、官側からの細部補足資料及び説明を求める場合がある。

(3)提出書類の問い合わせは、提出期限の前日17時00分までとする。

防 衛 装 備 庁 仕 様 書

1 / 5

品 件 名	積層造形装置の整備	仕様書番号	S E - 0 8 - 1 - D - 0 0 4 0
		作成年月日	令和8年6月16日
		作成部課名	艦艇装備研究所 艦艇・ステルス技術研究部 構造研究室

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、積層造形装置の整備（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書提出時における最新版とする。なお、引用文書とこの仕様書の内容が異なる場合は、この仕様書が優先するものとする。

1.2.1 引用文書

- (1) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）
- (2) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号。令和3年1月21日）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (4) F 9 0 0 3 D P r o d u c t i o n S y s t e m U s e r G u i d e
P a r t N o . 4 0 2 7 3 7 - 0 0 0 1 R E V P (1 8 M a y 2 0 2 6)

2 役務に関する要求事項

2.1 役務概要

本役務は、防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）2号館に設置されたS t r a t a s y社製F 9 0 0（以下「本製品」という。）について、本仕様書1.2.1の（4）に従い、正常に造形可能な状態まで復旧させるための部品交換及び整備を行うものである。

2.2 資格

本役務の主担当として従事する者は、本製品の品質保証に資するため、次に示す十分な要件を満たすこと。

- a) 本製品に関して、S t r a t a s y社が認めたトレーニングを受講しており、過去1年以内に複数回の保守提供経験を有すること。

2.3 役務内容

2.3.1 本製品の部品交換

本役務において要求する交換部品は表1のとおりとし、本製品の部品交換を行うものとする。機能性能並びに規格等に記載される型番は参考とし、調達に際しては、S t r a t a s y s 社が提供する最新の型番を準用するものとする。

表1 交換部品

番号	品名	数量	機能性能並びに規格等
1	標準F900ヘッド	1式	404210-XXXX N y l o n 1 2 C F 及び A n t e r o 以外において用いられるヘッド
2	チップワイプアセンブリ	1式	511-00200
3	標準パージレジ	1式	511-00600
4	ソリュブルサポート処理洗剤	1式	300-00600

2.3.2 本製品の調整作業

契約相手方は、本仕様書2.3.1の部品交換を実施したのち、本仕様書1.2.1の(4)に示される機器調整に必要なキャリブレーションを行うことにより、本製品が正常に動作することを確認するための調整作業を行うものとする。調整作業中は、作業の要所において写真撮影を行い、本仕様書2.4項に示す作業報告書の一部に含み、提出するものとする。

なお、本仕様書2.3.1の部品交換を適切に実施したにもかかわらず、本製品が正常に動作しないことが確認された場合は、動作しない原因を明らかにし、追加で必要となる交換部品について、本仕様書2.4項に示す作業報告書の一部に含み、報告するものとする。

2.3.3 本製品の操作教育

契約相手方は、本仕様書2.3.2の調整作業を実施したのち、本製品を用いた操作教育を行うものとする。本製品が動作不良に至った原因について、官と調整の上、分析を行い、本仕様書2.4項に示す作業報告書の一部に含み、報告するものとする。

本操作教育後は、本製品に異常が生じていないことを確認し、清掃を行うものとする。

2.4 作業報告書

契約相手方は、本仕様書 2.3 項の作業実施結果を作業報告書として取りまとめ、官に提出するものとする。

2.5 役務実施場所

防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）とする。

2.6 役務対象物品

役務対象物品は、表 2 に示すとおりとする。

表 2 役務対象物品

番号	品名	数量	引渡時期	引渡場所	返納時期	返納場所	備考
1	積層造形装置	1 式	契約後、速やかに	防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）	本仕様書 2.3 項終了後、速やかに	防衛装備庁艦艇装備研究所（目黒地区）	官側の使用する期間を除く

2.7 サプライチェーン・リスクへの対応

本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、IT 利用装備品等及び IT 利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）に基づき、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

3 検査

本仕様書 2.3 項について、作業報告書により実施する。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は表 3 に示す書類等を作成し、官に提出するものとする。各提出書類は、A4 判横書き縦資料を基本とする。電子媒体として提出を指定したものは、PDF ファイルを電子メールに添付し、提出するものとする。ただし、PDF 化が困難なデータが含まれる場合は、対象となるデータ一式を zip ファイルにまとめて提出する。容量の都合により、ひとつのファイルでまとめられない場合は、分割して作成し、提出しても良い。分割する際は、

順番や内容が判別できるようなファイル名を付すものとする。

表 3 提出書類

番号	名称	数量	提出時期	提出場所	備考
1	作業報告書	1 部	検査実施前	防衛装備庁艦艇 装備研究所（目黒 地区）	電子媒体とする。

4.2 情報保全

本役務中、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。本役務終了後も同様とする。

4.3 知的財産の取扱い

知的財産の取扱いは、以下によるものとする。

- (1) 契約相手方は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された著作物（契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けた第三者固有の技術資料を含む。以下同じ。）に係る著作物を除く。）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利をいう。以下同じ。）について、提出書類は官に提出した時、納入品は官が受領した時に、全ての権利（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、官に譲渡する。
- (2) 契約相手方は、提出書類及び納入品に契約相手方固有の技術資料が含まれる場合は、提出書類及び納入品に当該技術資料である部分を明示し、当該技術資料であることを判別できるようにする。
- (3) 契約相手方は、(1) 項により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物について、著作人格権を行使しないものとする。また、契約相手方は、当該著作物の著作者が契約相手方以外の者であるときは、当該著作者が著作人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。
- (4) 官は、この契約の履行中及び終了後 5 年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより官に提出された契約相手方の固有の技術資料に係る著作物につき、この契約に関して防衛省又は防衛装備庁が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、防衛省又は防衛装備庁の内部において利用（契約相手方が提出書類及び納入品に利用を認めない旨記載した部分の利用を除く。）することができる。
- (5) 官は、契約相手方が、(1) 項により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物の利用の許諾を求めた場合は、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、著作権の実施料の支払いその他必要な事項は、協議して定めるものとする。
- (6) (5) 項にかかわらず、契約相手方は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、(1)

項により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を利用することができる。

4.4 交換部品並びに消耗品等の準備

本役務に必要な表 1 の交換部品、油脂類、積層造形に必要な工具類等は契約相手方が準備するものとする。

4.5 官側の支援

契約相手方は、この契約の履行において、官の保有する施設、設備及び文書等を使用する必要がある場合は、あらかじめ官と十分調整の上、官の規則を遵守し、無償で支援を受けることが出来るものとする。

4.6 実施上の注意

本件の実施にあたっては官と連絡を保ち、本役務が円滑に実施できるようかつ良好な成果が得られるよう努めるものとする。

4.7 発生材の処置

本件により発生した発生材は、官と調整の上、契約相手方の責任において適切に廃棄又は処分するものとする。

4.8 その他

- (1) 本役務実施において、他の物品並びに施設等に損傷を与えた場合は、官に報告の上、速やかに、現状に戻さなければならない。
- (2) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

公 告	番 号	公 告 第 号					
	年 月 日	令 和 年 月 日					
入 札 書 令和8年7月30日 分任支出負担行為担当官 防衛装備庁艦艇装備研究所 総務課長 北村 優子 殿 住 所 会 社 名 代 表 者 名 担 当 者 名 連 絡 先 貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項 等を承諾のうえ下記のとおり入札します。							
金 額 ¥.ー			納 地	防衛装備庁 艦艇装備研究所(目黒地区)			
			履行期限	令和8年9月7日			
			業者コード				
品 件 名		規 格	数量・単位	単 価	金 額		
積層造形装置の整備			1 件				
計							

(注) 単価及び金額欄には、見積った契約金額の100／110に相当する金額を記入すること。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁艦艇装備研究所
総務課長 北村 優子 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（G E P S）利用せず、紙入札書による入札を実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

- 1 件名、公告番号、公告年月日
- 2 入札日時
- 3 政府電子調達（G E P S）を利用しない理由
- 4 今後の導入予定について

郵便による入札について

1 郵便による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日(前日が「行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という)の場合には、その直近の休日でない日)までに必着のこと。

また、宛先は「防衛装備庁 艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官」とすること。

2 郵送する書類等

① 入札書

3 封筒について

① 前項①を入れる封筒(以下「内封筒」という。)については、長3(縦235mm×横120mm)程度とし、表面に公告番号、件名及び「入札書在中」と明記のうえ、必ず封印すること。

② 封印した内封筒を外封筒に入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載のうえ送付すること。

4 入札の回数

初度入札のみを有効とし、再入札等は辞退したものとして取り扱う。

5 入札の無効

郵便入札の執行については、公告7項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とする。

6 その他

① 郵送による入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。

② 郵送先は次のとおりとする。

〒153-8630

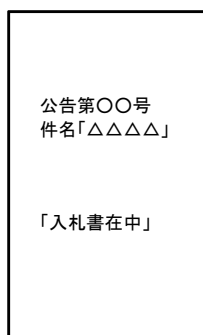
東京都目黒区中目黒2-2-1

防衛装備庁艦艇装備研究所 分任支出負担行為担当官 宛

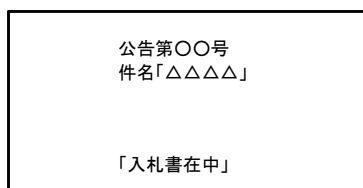
「入札書在中」

《参考》 ※ あくまでも例なので、縦横等は随意

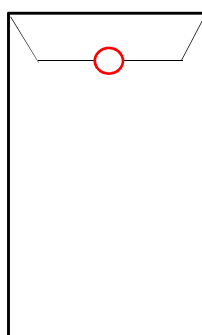
内封筒(表)
長3程度



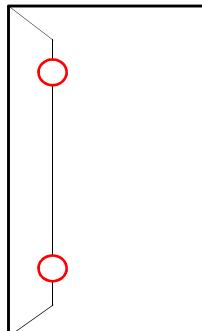
又は



内封筒(裏)



又は



外封筒
(内封筒が入るサイズ)

